

平成22年4月20日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19530020  
 研究課題名（和文） 多国籍企業の事業再編成に伴う無形資産取引とこれに対する移転価格税制のあり方  
 研究課題名（英文） Research on legislations of transfer-pricing which focus on the taxation of intangible transactions by multi-national enterprises conducting so-called “International Business restructuring”  
 研究代表者  
 青山 慶二（AOYAMA KEIJI）  
 筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・教授  
 研究者番号 50431664

## 研究成果の概要：

多国籍企業が複数の国で事業を展開する際には、グループ内で開発した無形資産を相互に使用許諾するケースが多い。近年、事業再編成として事業のリスク管理と並び無形資産の所有権をもグループ内の特定メンバーに集約して、効率的な利用と税負担の節減を図る実例が増加している。このような事業再編成は、国家間の課税権配分への影響が大きいので、これに適用されるべき移転価格税制の法理について、欧米の学説・判例を研究し、併せて実業界（多国籍企業）の適用に当たっての諸問題の実証研究を行ったものである。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：国際税法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 多国籍企業の価値のある無形資産についての移転価格問題の重要性の拡大

多国籍企業の国境を越えた事業再編成に伴う移転価格法制の適用問題は、2006年にOECD租税委員会（以下、「OECD」と略す）で検討が開始された。その中では、地域拠点子会社への製造・販売・研究等の中核となる機能・リスクの移転に伴う対価の支払いが重要な論点とされたが、中でも、グループ内で形成された無形資産の譲渡・許諾に伴う対価についての独立企業間価格の算定は、①それがグループ企業の超過収益を生み出す源泉であり、国家間の課税権配分に大きな影響をも

たらすものであること、②その独自性故に通常は第3者間で取り引きされることがなく独立企業間で成立する比較対象取引を参照することが困難であること等から、国際的に必ずしも課税ルールが確立されているとはいえず、租税条約に基づく相互協議においても、締約国の権限ある当局が合意に到達するのに苦勞する実情にあった。なお、無形資産取引に係る移転価格の課税理論は、米国の多国籍企業の海外展開の中で、米国の税法や判例の中で詳しく検討されてきているものの、他国の法制は一般的に未成熟で、紛争解決のためのガイダンスの必要性が痛感されていた。

(2) 日本の多国籍企業のアジア進出に伴う無形資産取引

本邦多国籍企業のアジア進出拡大に伴う現地での無形資産使用許諾の対価回収の問題は、21世紀に入って我が国の税収漏出を防止せんとする課税当局の指摘もあって、移転価格課税事例の大きな要素となった。また、欧米多国籍企業のアジア拠点が我が国の高い法人税実効税率を嫌って、日本からたとえばシンガポールなどへ移転したことに伴う無形資産対価課税問題も注目され、いずれについても、納税者から無形資産の課税法理につき、予測可能性を高めるべく法制面の改正や解釈面でのガイダンス提供を求めるニーズが高まっていた。

(3) 我が国における研究の拡大

当時、米国の立法・判例のリサーチについて先行研究による一定の紹介はなされていたものの、我が国の直面する課題に対する処方箋としての無形資産課税理論の検討は、必ずしも十分とはみられず、また、多国籍企業の無形資産取引を実証的に確認した検証の必要性も認識されていた。

## 2. 研究の目的

国境を越えた関連者間取引において、無形資産創造への貢献を反映した移転価格課税手法につき、欧米の学説・判例をリサーチし、租税条約解釈のガイドラインとして機能してきた独立企業原則を中心とした種々の法理論を抽出・整理する。そのうえで、現在、国際課税の喫緊の課題の一つである「多国籍企業の事業再編成における関連者間での機能・リスク移転問題」を、上記理論の具体的な検証事例として取り上げ、そこでの独立企業原則の適用可能性を、紛争解決手法も含めて検討する。

なお、本研究では、無形資産についての移転価格課税理論について、我が国多国籍企業のアジア進出に伴い直面する現実の問題への対応力の観点からアプローチするので、産業界や課税当局からの情報収集や意見交換による実証研究も並行して行う。

## 3. 研究の方法

(1) 米国の学説・判例等の整理・検証

1970年代以降数次にわたって米国多国籍企業がタックスヘイブン子会社に無形資産を移転する事業再編成を行った事例（プエルトリコ、バミューダにはじまり、アイルランド、スイス等欧州への展開を含む）とこれに対する米国移転価格税制の発動状況を、米国の判例や諸研究から検証し、無形資産等取引の課税上の課題と処方箋を洗い出した。

併せて、OECD、IFA(国際租税学会)、ICC(国際商業会議所)等の過去の研究業績から、無形資産取引問題に言及したレポートを渉猟した。

(2) 現在進行中の国際会議への参加と各国研究者との意見交換

OECDの事業再編成に伴う移転価格問題を議論するタスクフォース委員会に2回参加し、我が国企業の実体を踏まえて無形資産課税理論の討議に参加するとともに、出席した各国の政策立案者・実務家と意見・情報の交換を行った。また、無形資産取引の課税問題を議題の一つとしたIFA京都会議に参加して、同様の問題につき各国の研究者と意見・情報の交換を行った。

(3) 産業界からのヒアリング等

研究者が所属した経済産業省及びNPO法人日本租税総合研究所の国際租税研究会において、我が国多国籍企業の経理担当者から、無形資産取引に係る移転価格設定の実体を徴収し、法制下に当たっての納税者の観点からの懸念・要望等を集約した。

## 4. 研究成果

(1) 無形資産課税理論の検証

米国の判例・学説の検証を通じて判明したことは、①グループ間の無形資産取引については、比較対象取引が通常存在せず、将来のリターンの予測値に基づき対価を試算するほかないため、課税当局が海外への不当な移転とみなして課税した場合には(その際に利用される算定手法は利益分割法であり、中でも、超過利益を無形資産への貢献度等により分割する「残余利益分割法」が活用されることが多い)、その独立企業間価格の算定方法が訴訟において否認されるケースが多く、税収漏出のリスクが大きいと指摘されてきたこと、

● 主たる参照判例

Eli-Lilly 判決(1985年プエルトリコ)、  
Bausch&Lomb 判決(1989年アイルランド)

②その結果、1986年に立法により導入された所得相応性基準(無形資産の譲渡・許諾の対価は、当該無形資産に帰属されるべき所得と釣り合いのとれたものでなければならぬとの原則)は、納税者に取引後一定の期間、結果損益を検証してそれに基づき移転価格の修正を求めている意味で、後知恵と米国の内外で批判されてきたものの、ミクロ経済学の知見に則した合理性も認められるので、ラストリゾートとして有用と判断されたこと、

● 主たる参考文献

US Treasury & IRS Report: Study of  
Intercompany pricing (1988)

③国際租税学界の中には、厳密な比較対象取引に依拠する独立企業原則自体について、その限界を指摘する声が大きくなってきている一方、OECD等の政府部門では、過去の政治的沿革や代替策とされる定式配分方式についての国際ルールとしての懸念が依然大きく、OECD 移転価格ガイドラインでは、利益法の位置づけ強化の動きがあるものの、依然として伝統的な独立企業原則への信奉が継続していること、

● 主たる参考文献

Michelle Markham: Transfer Pricing of Intangibles (2005)

Michael Graetz: Foundations of International Income Taxation, (2003)

OECD: Profit Methods, Comparability に関するレポート (2006)

(注)

但し、定式配分方式に関しては、既に連邦国家の州間の所得配分原則や経済統合の進んだ地域共同体(例: 北欧3国)では実施されているところである。現在 EU が検討している「共通統合法人税課税ベース構想」に基づくグループ法人の所得分割スキームは、同方式の更なる具体的取り組みとして注目されており、既に実施されている米国の州間所得配分ルールと並立するようになれば、同方式がカバーする世界の取引シェアが急速に拡大することとなり、他国の税制にも影響が及ぶ可能性が高まると考えられる(もともとその際には、多国間の課税ベースの統合やハーモニゼーションが飛躍的に進んでいることが条件となろう)。

● 主たる参考文献

EU: COMMON CONSOLIDATED CORPORATE TAX  
BASE WORKING GROUP

“CCCTB: possible elements of a technical  
outline”

④我が国の国内法制は、棚卸資産取引中心・価格に注目した伝統的基本3法重視の構造を1987年の立法以来維持してきており(事務運営指針により、利益法の利用例が多数開示されていることは評価されるが、法令ベースでは無形資産取引と利益法についてはガイダンスが不足していると指摘されている)、比較法的には、無形資産取引による恣意的なグループ内所得移転が行われた場合に、抵抗力の少ない法制と指摘される可能性があること、等を見出した。

(2) OECD, IFA 等への参加と資料収集

OECD の事業再編成に関するタスクフォー

ス会合は、民間人アドバイザーとの会合の回数が予定より少なくなったものの(政府部内での意見統一に時間がかかり、諮問文書の取りまとめが遅延したため)、民間参加者は各国の多国籍企業の移転価格問題に携わる弁護士や会計士であり、多国籍企業の立場に立った論陣を張った(主要な意見は、①無形資産をグループ内で譲渡・許諾更には共同開発することには、事業を効率的に行うという真正な事業目的が通常背後にあるので、課税当局がそのような目的で行われる無形資産に関する私的契約を無視して、移転価格上取引を別のものに再構成することは例外的であるべき、②対価の正当性は、無形資産取引の時点で客観的に参照しうるデータに基づき決定すべき(後知恵による更正の抑制)であった)。レポート発表が繰り延べられた経緯もあり、ドラフトに基づくパブリックコンサルテーションを経た後の最終レポートは、研究期間中には公表されなかった。

● 主たる参考文献

OECD: Transfer Pricing Aspects of  
Business Restructurings (draft:  
2009.9)

また、IFA 京都会議においては、国際金融機関のディーラーグループが全体として関連企業に移籍する場合の対価支払いは、無形資産の移転と同等に考えるべきであるなど、具体的なケーススタディに基づく議論が無形資産関連では行われた。

● 参考文献

Cahiers de fiscal international (2007)

なお、個人的な精通者との意見交換は、予定していた通りニューヨーク大学の D. Rosenbloom 教授、OECD 事務局の M. Benett 移転価格課長等と行い、それぞれ米国税制当局の動向や、OECD での取りまとめの方針などにつき有益なヒアリングができた。

これらの国際会議の動向をまとめると、政府当局は無形資産取引による税収漏出リスクに対応するため、無形資産取引の拡大認定を行おうとしたのに対し、多国籍企業は国際ビジネスの競争の中での事業再編成の必要性と、後知恵に基づかない対価算定方法により予測可能性を確保すべきことを強調している。

(3) 産業界からのヒアリング等による実態研究

当初予定していた、経済産業省及び NPO 法人日本租税総合研究所、日本租税研究協会の外、経団連の 21 世紀委員会の研究会にも参加することができた。いずれも国際課税の諸問題を包括的に取り扱うグループであり、メンバーは我が国を代償する多国籍企業の経

理担当者やそのアドバイザーである会計士・弁護士であったので、会議の機会に有益な実態解明のヒアリングを行うことができた。

ただし前2者はどちらかといえば年次改正要望事項の取りまとめに向けた研究会であり、無形資産を議題とする頻度は多くなかったが、21世紀委員会はOECDへの意見具申を目的としていたため、OECDの移転価格3レポートのドラフト(比較可能性・利益法・事業再編成)に即した議論を行うことができた。

そこでのドラフト案をベースとした検討の結果、我が国企業は近年、アジア経済圏や欧州経済圏で地域統括子会社を中心に事業再編成を図っている実例が多く検証された(いわゆるミニ子会社として、管理運営サービス一般を行うものや、たとえば物流など特定の分野に限って統括業務を行うものなど)。このような実態のあるものについては、機能・リスク分析に基づく利益分割法が、一定の情報提供義務(ドキュメンテーションルール)の下で、適正な移転価格算定で機能しうると考えられる。

ただし、所得相応性基準については、納税者のコンプライアンスコストが高くなり、当局課税の恣意性に対する懸念も根強くあって、納税者の抵抗感が強いことは判明した。

● 主たる参考文献: OECD 文書に対する検討・コメント集(内部文書)

なお、無形資産の課税方法自体には結びついてはいないが、わが国が22年度改正で外国子会社合算税制の改正として実現した統括子会社の適用除外は、今回の実態解明と大きく関連するものである。

おって、財務省・国税庁の担当者も上記研究会に出席していたので、当局の考え方の情報や意見交換は、その場を利用して行った。

#### (4) 当面の政策提言

上記の研究結果を踏まえ、わが国が多国籍企業の事業再編成に対し移転価格税制上とりうる選択支としては、以下の項目が推薦される。

- ① 利益法の優先順位の格上げ(法律ベース)と詳細な適用ガイダンスの提供(法令プラス通達ベース)
- ② 無形資産移転に伴うわが国からの税収漏出に対応するためのラストリゾートとしての所得相応性基準の導入
- ③ 利益法の延長線上にある手法としての、定式配分方式の無形資産取引への適用の可能性の更なる検討

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

① 青山慶二 「国際的競争力と租税回避防止策」税務弘報(査読なし) Vol.58No.1 (2010) P.42-43

② 青山慶二 「多国籍企業による持株会社を利用したタックスプランニングと課税」租税研究(査読なし) 718号(2009) P.143-159

③ 青山慶二 「国際租税における租税回避行為否認論」月刊税務事例(査読なし) Vol.41No.7 (2009) P.34-42

④ 青山慶二 「国際課税の基礎知識: 移転価格税制・過少資本税制」TKC税研情報(査読なし) Vol.17、No.1(2008)P.64-80

⑤ 青山慶二 「紛争解決メカニズムについての最近のOECD提案のドイツの制度との整合性」租税研究(査読なし) 697号(2007) P.138-150

⑥ 青山慶二 「多国籍企業の事業再編成と独立企業原則」租税研究(査読なし) 695号(2007) P.111-130

〔学会発表〕(計4件)

① 青山慶二他5名 「わが国企業を巡る国際租税制度の現状と今後」21世紀政策研究所シンポジウム(2010.2.10 東京)

② 青山慶二他4名 「国際課税の潮流」日本租税研究協会60周年記念租税研究大会シンポジウム(2009.9.11 東京)

③ Keiji Aoyama 他5名 「The EU Interest-savings Directive」IFAブラッセル会合プロシーディングス(査読なし)(2008.9.2 ブラッセル)

④ 青山慶二 「Recent Tax Development in Japan」IFA日・中・韓3カ国セミナープロシーディングス(査読なし)(2008.6.12 ソウル)

〔図書〕(計1件)

青山慶二外5名 「我が国企業をめぐる国際租税制度の現状と今後」(共同研究者と共著①番目)

21世紀政策研究所新書5

21世紀政策研究所(2010) P.7-26

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

青山 慶二 (AOYAMA KEIJI)

筑波大学・大学院ビジネス科学研究科  
教授

研究者番号: 50431664